○農林水産省告示第九百四十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「豚ボルデテラ感染症精製・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	344,200	20,300	11	11	2
」を					
「豚ボルデテラ感染症精製・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	344,200	20,300	11	11	2
クロストリジウム・パーフリンゲンス（アジュバント加）トキソイド	157,800	20,300	13		
」に、					
「豚パルボウイルス感染症・豚レプトスピラ病（イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・プラティスラーバ・ポモナ）混合（アジュバント加）不活化ワクチン	598,800	20,300	12	12	2
」を					
「豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病（イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・プラティスラーバ・ポモナ）混合（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン	563,500	20,300	12	12	2
」に、					
「鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン	521,500	20,300	9	9	2
」を					
「鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン	521,500	20,300	9	9	2
」に					
「鶏大腸菌症生ワクチン	427,000	41,900	13	13	2
」を					

改める。

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症（アジュバント加）トキソイド（アジュバント加）（シード）	254,100	20,300	12	12	2
」に					
「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症（アジュバント加）トキソイド（シード）	254,100	20,300	12	12	2
」を					
「豚コレラ生ワクチン（シード）	80,200	0	サブロットごとに2	サブロットごとに2	」

改める。

○農林水産省告示第九百四十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

ただし書中(88)を(101)とし、(45)から(87)までを十三ずつ繰り下げ、(44)を(56)とし、(56)の次に次のように加える。

(57)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン（シード）

ただし書中(43)を(54)とし、(54)の次に次のように加える。

(55)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合ワクチン（シード）

ただし書中(42)を(53)とし、(32)から(41)までを十一ずつ繰り下げ、(31)を(40)とし、(40)の次に次のように加える。

(41)　鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（ひな用中等毒）（シード）

(42)　鶏脳脊髄炎生ワクチン（シード）

ただし書中(30)を(38)とし、(38)の次に次のように加える。

(39)　鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（大ひな用）（シード）

ただし書中(29)を(37)とし、(28)を(36)とし、(27)を(35)とし、(26)を(32)とし、(32)の次に次のように加える。

(33)　豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症（全菌体・部分精製トキソイド）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(34)　鶏痘生ワクチン（シード）

ただし書中(25)を(31)とし、(24)を削り、(23)を(30)とし、(22)を(29)とし、(21)を(28)とし、(20)を(26)とし、(26)の次に次のように加える。

(27)　ヘモフィルス・パラスイス（2・5型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

ただし書中(19)を(25)とし、(18)を(23)とし、(23)の次に次のように加える。

(24)　豚大腸菌性下痢症（K88ab・K88ac・K99・987P保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

ただし書中(17)を(22)とし、(11)から(16)までを五ずつ繰り下げ、(10)の次に次のように加える。

(11)　豚オーエスキー病（gI－、tk－）生ワクチン（シード）

(12)　豚伝染性胃腸炎濃縮生ワクチン（母豚用）（シード）

(13)　豚流行性下痢生ワクチン（シード）

(14)　豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（シード）

(15)　豚丹毒生ワクチン（シード）